

【報告③】

児童虐待事案への検察の対応 ——他機関との連携を中心に——

酒井 邦彦

元広島高等検察庁検事長

目 次

- 1 児童虐待の異常な増加
- 2 何がこのような増加をもたらしているのか？ 世界を俯瞰してみる
 - (1) グローバリゼーションの負の側面
 - (2) ヒトとはどういう動物なのか？
- 3 これまでの常識（パラダイム）が通用しない時代に
 - (1) 過去の虐待事件を検証して分かったこと
 - (2) パラダイムシフトの必要性
 - (3) 連携の具体例
- 4 これからの課題

1 児童虐待の異常な増加

今ご紹介に預かりました、酒井と申します。今は弁護士をしておりますけれども、私のバックグラウンドは検察、検事を38年間やってまいりました。今日は、私もパワーポイントは使いません。お手元の配付資料の30ページに私の今日の話のアウトラインがありますから、それに沿ってお話しをしたいと思います。

私は、38年間検事をやっています、その間、常にこの虐待について何かできることはないのかということをお問をしておりました。それは行く先々で、奈良地検であり名古屋地検であり、虐待事案にあって、子どもたちがすごくかわいそうな事件ばかりなんです。これはなぜかと言いますと、子どもというのは、赤ちゃんもそうですし、1歳2歳3歳4歳、外の攻撃から親が守らなければいけない時に親から攻撃をされるということで、全く逃げ場のない犯罪。お母さんに包丁で切られてもお母さんに、「おかあちゃん」と抱きついていくような子どもたちなんです。だから、これになんとか一つ刑事司法の一翼を担っている検察としても、何かできないかということをお問をしておりました。

実際に、新聞報道も非常に増えてきています、先ほど岡さんから紹介がありましたけれども、2015年に児童相談所への虐待の相談件数が10万件を超えて、去年は確か12万件ぐらいいはなっていたと思いますけれども、これは1990年の100倍なんです。2000年から比べても5倍になっている。統計というのは、例えば警察が自転車の鍵を二重にしようと言ったことで窃盗の率がちょっと減ったりということはあるんですけれども、100倍とか5倍とか、こういうような激増というのは、何か社会の深いところで起きているんだろうということを私は思いました。

2 何がこのような増加をもたらしているのか？ 世界を俯瞰してみる

(1) グローバリゼーションの負の側面

いろいろと児童虐待の原因等を調べていったところ、今は児童虐待の大きな原因として皆さんが共通におっしゃるのが、1つは家族、コミュニティーが崩壊しているということでございます。子どもというのは、元々大家族に守られて、また大家族の相隣、隣にいるコミュニティーに守られて育ってきているんですが、これが崩壊している。

それから、貧困というのが虐待の原因になることは想像するに難くないと思いますけれども、この格差、貧困が拡大して特に中間層が没落して貧困層が増えているということ。

それから、もう1つはあまり挙げていない人もいるんだと思いますけれども、私はコミュニケーションの質が変わってきたと。今、若い人たちはFacebookとかInstagramで見ると、友達が100人とか言ってすぐにツイートしたり、そういうコミュニケーションの中からは本当の親友というのは生まれないのではないかと。本当にお母さんが子育てに悩んで助けを求めるときに、親友がいるかいないかでその子の命が救われるかどうかというのが決まってくるんです。実は、おととい青森県のむつ市で、2歳の子どもがお母さんに首を絞められて亡くなりました。これはシングルマザーの方が犯人のようですが、東京からおばあちゃんの家に来たというので、おそらく背景には貧困問題もあれば、そういうコミュニケーション、周りで助けてくれる人がいなかった。児童虐待を調べてみるとそういうケースがものすごく多いわけです。

なんでこんなに社会が動いてくるのかということを見ますと、——それはおそらくいい面と悪い面があるんですけども——今われわれが真ただ中にあるグローバリゼーションというものの負の側面が社会に深い陰を落としているのではないかとこのように思いました。ご存じの通り、グローバリゼーションで産業が世界で分業化していきますから、そうであると、工場とかそういうものは賃金の安い開発途上国で、日本のような先進国はサービス、IT、金融とかそういう付加価値の高いビジネスで成り立っていくわけで、そうすると若い者は全部都会に出て行くわけです。そうすると、地方は年寄りばかりで子どももいないコミュニティーになる。コミュニティーというのは元々子どもを中心に成り立つものなんです。一方、都会はと見ると、マンションに住んでいて隣はどんな人だか知らない人たちの集まりになっていくわけで、これはやはりグローバリゼーションの側面だろう。

それからもう1つ、貧困格差の拡大、これも同じ。

それから、コミュニケーションの質の変化というのもITの進歩の負の側面ではないか。そういう観点から、私は、一昨年イギリスがEUを離脱したときのEUの投票行動というのが面白くて、ちょっと調べたことがありました。そうすると、児童虐待とイギリスのEU離脱というのが全く根が同じだということが分かりました。これは時間がないのであまりお話ししませんが、配付資料の中で31ページでしょうか、英国のEU離脱と深刻化する児童虐待（「子ども虐待の「今」（第20回）英国のEU離脱、深刻化する子ども虐待とその対応のあり方」）という論文を書きましたので、これもまたご覧になっていただけたらと思います。

(2) ヒトとはどういう動物なのか？

ヒトというのはどういう動物か。要するに親が子どもを虐待するわけですから、動物としての行動なわけですが、どうしてこんなことが起きるんだろうと思って、まずヒトとはなんぞやということを調べてみたところ、ヒトというものはライオンとかトラとかゴリラとかゾウみたいに強くない動物ですから、外の強い動物から守るために家族が集団で行動していて、その内の男が狩猟に行って肉を捕ったり木の実を採ったりして持ち帰ってきて、それで家族の集団が一緒にご飯を食べている共食、共に食べて、それで子どもと一緒に育てるというそういう動物のようです。それはずっと長い間そうだったらしいんですけども、今起きている現象というのは、まさにこの人としての自然の摂理に反するような社会に

生きているわけなので、おそらく虐待がこれだけ増えているというのも無理もないのかな。

3 これまでの常識（パラダイム）が通用しない時代に

そのときに、われわれはどうしたらいいのかということ考えたときに、これだけ社会が大きく変わってきて今までの常識が通用しない時代になってきたときに、われわれここにいる児童相談所、警察、検察が何をすべきか。今までのパラダイム、常識が変わってきたんだから、われわれの行動原理もやっぱりパラダイムシフトをしなければいけないんじゃないかというふうに考えました。

(1) 過去の虐待事件を検証して分かったこと

そこで、私が高松高等検察庁にいる時に、過去5年間の虐待事件について、証拠とか処分だけじゃなくて、関係者の連携等でどういう問題があるのかというのを検証をいたしました。

そのときに幾つか分かってきたことは、1つは関係機関がタコソバ化していて連携が非常に悪い。中央の省庁の縦割りがそのまま地方に持ち込まれている、という問題がありました。これは、学校は文科省ですし、医療は厚労省の内の医療ですし、子どものほうは厚労省の内の福祉の方ですし、検察は法務省、その縦割りが地方にそのまま持ち込まれているという問題。

それから、児童相談所が非常に深い悩みを抱えているということもよく分かりました。児童相談所は児童福祉、児童心理の専門家はいますけれども、事実認定の専門家でもありませんし法律の専門家でもない。こういう児童相談所が、ほとんど孤軍奮闘で、しかも児童福祉法を見ていただくと分かるように、子どもを保護しながら親を指導しなければいけない。これは二律背反でございまして、子どもを取り上げられたら親は怒ります。その親をまた指導しなきゃいけない、ということで非常に大変です。児童相談所の人は本当はもっと声を上げればいいでしょけれども、そこを虐待の死亡事件があるとひたすら皆頭を下げていて、本当に気の毒で、これはなんとか児童相談所を支えていかなきゃいけないんじゃないかと思いました。

それから、立証が非常に難しい犯罪であるということです。これは密室で行われます。それから素手で行われますから、DNAとか凶器みたいな物が出てきません。さらに、子どもは物を言えない被害者ですから、証言ができないということ。しかも共犯関係が分からない、お母さんがやったのかお父さんがやったのか分かりません。両方でやっていることが結構多いんですけれども、非常に立証が難しい。

それから事情聴取に伴う子どもの心理的負担は大人の想像を超えるものがある、こんなことが分かってきました。

(2) パラダイムシフトの必要性

そこで、もう常識が変わってきている時代なので、どんどんパラダイムを変えていこうということで考えたのが、高松高検の提言でございまして、この提言の内容は資料39ページにございます。これをご覧になっていただくと、どんなことを提言したかが分かると思いますけれども、どういうふうにパラダイムを変えていったか。

1つは処罰ファーストからチャイルドファーストへということです。やっぱり、警察、検察はどうしても悪者を捕まえて処罰するという、これが一番基本であって今でも大事なことなんですけれども、しかし、中には親を処罰することで子どもが不幸になるケースがあるんです。そこを、やっぱり児童福祉法1条の精神に従って、チャイルドファーストで考えたらどうなのか、それが1つのパラダイムシフトです。

もう1つは、捜査の秘密。これも絶対的なふうに考えていましたが、それも捜査の秘密というパラダイムから、情報を

共有しようというパラダイムに。

それから、検察の処分、起訴・不起訴処分というのはまさに専断的に検察だけが決めていたものを、これを検察だけで決めるんじゃなくて関係機関によるカンファレンスを開いて決めようということにしました。検察は確かに法律の専門家でありまして、捜査の専門家、事実認定の専門家です。ただ、子どもの幸せを第一に考えたときには、実は子どもの福祉の専門家でもなければ、子どもの心理の専門家でもなければ、家庭の専門家でもありません。ですから、そこで学校の人、児童相談所の人、医療の人、市町村の人、皆集まってもらって、この子の幸せのためにはどういう処分が望ましいのだろうかということ話し合ってもらうことにいたしました。それがカンファレンス。

それから、検察の仕事は今まで起訴したら、そこで終わり、さようなら、という感じだったんですけども、それをスルーケアと言いますか、その後もできるだけ関わって行ってフォローアップしよう。

それから、やはり検察、警察は、被害者、子どもというのは証拠の1つ、要するに、被害者であり被害状況を供述する証拠の1つ、という見方が強かったわけですけども、そうではなくて、子どもの二次被害をなんとか防ぐためにどういうことができるかということを考えました。

(3) 連携の具体例

実際に、連携の具体例を述べますと、例えば、初動捜査の時にこういうことがありました。連携がもうできていますので、病院に運び込まれたらその病院のお医者さんがすぐに、すぐにです、警察、検察、児童相談所に連絡して、1回の司法面接をする必要があるんで、すぐに3者とお医者さんが集まって、これが虐待なのかどうか、すぐに一時保護をするのかどうか、逮捕するのかどうか、それをその場で話し合っ、その結果身柄の処分等を決めたということがございました。

それから、司法面接に関しては——これもいい連携の例ですけども——、実は学校によってはクラスの日記帳みたいなものを先生と子どもで交換するところがあるんです。そこに、ちょっとお父さんからいたずらみたいなのを書いてある。その学校の先生は、それ以上深入りせずにすぐに児童相談所に連絡した。その児童相談所の方は、すぐにその子どもを一時保護しました。ところが、児童相談所の方は深くは聴かない。それを聴いたらコンタミネーションといって先入観が生まれてしまうので、本当に司法面接をするときにコンタミネートされて新鮮な記憶でなくなってしまうので、児童相談所で、児童相談所とか警察の人たちがバックルームに入って検察官が代表して聴いて、なんとか開示は得られたという事件がありましたけれども、そういう連携の例もございます。

それから、カンファレンス。カンファレンスは先ほど言ったように、いろいろな連携をしましたけれども、中にこういうのがありました。この事件だったら普通は検察は起訴するんです。そのときに児童相談所の人から、この親は今もう子育てをするのかしないのか瀬戸際にあって、今離したら二度と子育てには戻ってこない可能性があるから、今回だけは分離しないほうがいいと思う、という意見がありまして、そういう意見も十分参考にさせていただいたというような連携もあります。

それから、医療との関係で言いますと、特に揺さぶられっ子シンドロームというのは非常に難しいんですけども、児童虐待医学会というのが、この揺さぶられっ子シンドロームの専門部会を開いて、——検察が学ぶことが多いんですけども——そこで検察と一緒にそういう研究会を開かせていただきました。

それから、司法面接研修では、仲先生には何回これまでご講義をいただいたか分からないぐらいやっていただきました。だけど、まだまだ力量が残念ながら不足しております。

4 これからの課題

これからの課題だけひと言申し上げますと、こういうように非常に今、社会、世界が大きく動いている中で、地殻大変動の中でのことですから、多分、関係機関がやっていることも間違えることがあると思うんですけども、役人というのは大体、試行錯誤を怖がるんですけども、それを恐れては前に進めないんじゃないかなということ。それからPDCAで、これは会社の関係ではご存じだと思いますけれども、Plan、Do、Check、Actionという必ず、やってみて、チェックして、改善していくというようなことです。

もう1つは、エビデンス。これは政策を大きく変えていくためにはどうしてもエビデンスが必要ですので、先ほどの岡所長がやられたようなああいうアンケートも非常に貴重なエビデンスになると思います。

最後に言いますと、われわれここに集まっている方は、見ると、警察、児童相談所、検察、福祉、それ以外の方とか、それでもすごく児童虐待を守るコミュニティーとしたらごく一部なんです。その他に、ここにも書きましたけれども、まず妊娠期から取り組まなければいけないし、そのアウトリーチの問題もあります。

さらに言うと、子どもに優しい社会というのをつくっていくということです。これははっきり言って、警察官の仕事でもないし検察官の仕事でもないけれども、それはみんなが個人としてそういうところに関わっていくということ。崩壊したコミュニティーは元には絶対戻りません。農業がこれから地方で栄えるとかあり得ないです。だから、崩壊したコミュニティーを別の形で再構築していくことが、僕らは必要なんじゃないかなということ。

それから最後になりますけれども、社会的養育。やっぱり子どもは養護施設で育つよりも、里親で育てられたほうが幸せなことが多いと思います。それに向けて進めていく必要があるかなと思います。

以上です、ありがとうございました。

<配付資料>

2018.2.22 シンポジウム「児童虐待事案への刑事的介入における多機関連携」

児童虐待防止のためのパラダイムシフト

前高松・広島高等検察庁検事長・現弁護士 酒井 邦彦

- 1 児童虐待の異常な増加
- 2 何がこのような増加をもたらしているのか？世界を俯瞰してみる（資料1「英国のEU離脱、深刻化する子ども虐待とその対応の在り方」）
 - (1) グローバリゼーションの負の側面
 - ① 家族・コミュニティの衰退
 - ② 貧困
 - ③ コミュニケーションの質
 - (2) ヒトとはどういう動物なのか？
- 3 これまでの常識（パラダイム）が通用しない時代に（資料2「児童虐待防止と検察の在り方」）
 - (1) 過去の虐待事件を検証して分かったこと
 - ① 関係機関のタコツボ化と連携の悪さ

- ② 児童相談所の抱える苦悩
- ③ 立証の困難さ
- ④ 事情聴取に伴う子どもの心理的負担
- (2) パラダイムシフトの必要性
 - ① 処罰ファースト→CHILD FIRST
 - ・子どもの幸せを第一に
 - ・家族関係の再構築
 - ・親の監督・指導
 - ② 捜査の秘密→情報共有
 - ③ 検察の専断的処分→関係機関によるカンファレンス
 - ④ 検察の仕事は捜査・裁判→スルーケア, フォローアップ
 - ⑤ 被害児童は証拠→被害児童を2次被害から守る
- (3) 連携の具体例
 - ① 初動連携
 - ② 司法面接
 - ③ カンファレンス
 - ④ 保護観察付執行猶予求刑や処分保留釈放による経過観察
 - ⑤ 関係機関との各種情報共有
 - ⑥ 医療研究会
 - ⑦ 司法面接研修
- 4 これからの課題
 - (1) 子どもに優しい社会の再構築
 - (2) 妊娠期からの切れ目のない支援と子育て家庭へのアウトリーチ
 - (3) 社会的養育の推進